平成２４年（フ）第３６２号
兵庫県加古郡播磨町東野添２丁目14番16号
破産者　邑上祐子（旧姓橋本）こと　邑上歌織
吏
1　決定年月日　平成24年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第９３７号
広島市西区井口明神２丁目１番32―201号
破産者　橋本　英郎
1　決定年月日　平成24年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５号
愛媛県西予市明浜町田之浜甲1164番地
破産者　大濱　秋子
1　決定年月日　平成24年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第２６号
愛媛県西予市明浜町田之浜甲1164番地
破産者　大濱　　勉
1　決定年月日　平成24年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第４４２号
熊本市西区城山半田３丁目５番28―101号
友枝アパート101号
破産者　佛﨑　真里
1　決定年月日　平成24年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２８０号
鹿児島県鹿児島市下荒田２丁目38番15号　第２カシオ荘202号
破産者　横山　康治
1　決定年月日　平成24年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１２８号
北海道旭川市高砂台２丁目２番２―701号
神居コーポ701
破産者　高橋美榮子
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２５４号
開始決定時の住所北海道旭川市春光７条５丁目８番７号　山口アパート左
破産者　大西　邦明
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２７６号
北海道苫前郡羽幌町大字天売字富磯70番地
教職員住宅１号
破産者　野間　香織（旧姓松村・板本）
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２７９号
北海道旭川市東光13条４丁目４番１号　シティハイムパセオ101号
破産者　新田　栄治
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６号
北海道北見市緑町６丁目４番21号
破産者　柴田　和明
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第３１号
宮城県柴田郡柴田町大字船岡字並松６番地１並松住宅４－１号
破産者　平間　力男
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第１３７６号
横浜市都筑区早渕１丁目４番９号　コスモハウスＢ103
破産者　今井　康雄
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３７７号
横浜市都筑区早渕１丁目４番９号　コスモハウスＢ103
破産者　今井多美子
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７２号
神奈川県中郡大磯町石神台３丁目19番11号、破産手続開始決定時の住所神奈川県中郡大磯町西小磯765番地
破産者　松永　一治
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２７３号
神奈川県中郡大磯町石神台３丁目19番11号、破産手続開始決定時の住所神奈川県中郡大磯町西小磯765番地
破産者　松永みどり
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３９２号
愛知県豊橋市柱五番町99番地２　Ｂ－４、従前の住所愛知県豊橋市羽根井西町５番地の18
破産者　芳賀　幹晴
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１７１号
愛知県田原市田原町築出23番地１　セントラルコート築出211号、従前の住所愛知県田原市田原町本町51番地３
破産者　前田三枝子（旧姓檜野）
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第３０８号
京都市右京区太秦京ノ道町４番地１　メゾンドール京の道202、開始決定時の住所大津市野郷原２丁目34番４号
破産者　瀬津　裕之
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部